

シンポジウム

「秘密保全法制は必要か? ~『外交秘密』の前に外交を考える~」

秘密保全法案対策本部副本部長 長谷川 弥生 (63期)

2012年8月30日、弁護士会館クレオにおいて「秘密保全法制は必要か?」と題するシンポジウムを開催した。

秘密保全法案は第180回通常国会での提出は見送られたが、着々と提出の準備は進められており、今後も予断を許さない状況にある。

そこで、当対策本部では、有識者会議に基づく報告書「秘密保全のための法制の在り方について」が保護する対象としている「国の安全」「外交」「公共安全及び秩序の維持」の3分野のうち、「外交」を取り上げ、外交秘密を考える前提としてそもそも外交とは何かについてのシンポジウムを開催することとした。

1 秘密保全法制の説明

日弁連秘密保全法制対策本部事務局長の清水勉弁護士から、秘密保全法制の問題点が説明された。特別秘密を上記3分野に限定するものの、どの分野も抽象的で実質的には無限定であること、また情報管理者である行政機関自身が秘密事項を指定するのであり、極めて恣意的に指定されるおそれが高いこと等が説明された。

2 基調講演

元外務省国際情報局長の孫崎亨氏から、外交における情報の扱われ方の観点から、外交とは何かについて基調講演がされた。

日米安保体制の経緯をふまえ、日本は通称「2+2（ツープラスツー）」において「未来のための変革と再編」で合意し、従来の日米安保体制の枠組みを超えて米国と一体化しつつあること、そして米国は日本との情報共有が重要で



あるとして日本に対して国内の情報統制を求めていること等について講演された。

また、米国内の情報統制についても具体的な事例を挙げて説明された。

3 パネルディスカッション

孫崎氏、清水弁護士に、毎日新聞編集委員の大治朋子氏が加わり、パネルディスカッションが行われた。

大治氏は米国で行った情報公開請求の経験に基づき、公開内容が政権にとって有利か不利かによって非常に恣意的に公開されていることなどにつき発言された。

日米の情報共有といえども、主導権は米国にあり、米国は自国に有利な情報を収集する一方、日本に対する情報開示は限定的にするであろうこと等について議論が行われた。

* * *

今回のシンポジウムを通して、歴史をふまえて外交の実態について認識を深めるとともに、「外交」に関する秘密保護は、米国からの圧力によるものであること、また、必ずしも日本の国益にかなうものではないことについて認識を深めることができた。